

## 資料

### 資料1. 「障害児の（母）親」にたいするアンケート

公益社団法人京都市身体障害者父母の会連合会  
障害のあるご本人の親御さん（障害のあるご本人の生活に主にかかわってきた方）が記入してください。

- 1 該当するところに○をつけてください。
- 2～3 設問にお答えください。

#### 1. 記入される方について

あなたは

- (1) ①母親 ②父親 ③その他（ ）
- (2) ①結婚している（同居・別居）  
②結婚していない（シングル・死別・離別）
- (3) 障害のある本人と同居している家族は（ ）
- (4) 年齢は ①40歳未満 ②40代 ③50代 ④60代 ⑤70代

#### 2. あなたの人生で、次の関係においてよかったこと、つらかったことはなん でしょうか。ご自由におかきください。

- 1) （障害のある）子どもとの関係において
- 2) それ以外の子ども（いれば）との関係において
- 3) 夫との関係において
- 4) 自分の親、親族との関係において
- 5) 夫の親、親族との関係において
- 6) 近隣、地域との関係において
- 7) 医療機関、医師との関係において
- 8) 学校、教師との関係において
- 9) 行政、ケースワーカー等との関係において

- 10) 制度や法律との関係において
- 11) 公共の空間において
- 12) その他

## 資料 2. 年代別にみた法制度と父母の会あゆみ（窪田好恵・栄セツコ）

年	国の動き：法制度等	父母の会等	その他
1946年	11月 日本国憲法公布		
1947年	12月 児童福祉法制定		
1948年		9月「日本肢体不自由児会」結成	
1949年	12月 身体障害者福祉法制定	12月「日本精神薄弱者愛護協会」結成	
1950年	5月 児童福祉法改正（療育施設を虚弱児施設と肢体不自由児施設とに明確化）		
1951年	3月 社会福祉事業法制定		
1952年		7月「全国精神薄弱児育成会（手をつなぐ父母の会）」結成（平成7年全日本手をつなぐ育成会に改称）	
1954年	3月 児童福祉法改正（身体障害児の育成医療の給付） 3月 身体障害者福祉法改正（更生医療給付創設、「ろうあ者更生施設」創設）		
1958年	11月 重症心身障害児対策委員会発足		
1960年	3月 精神薄弱者福祉法制定（平成11年知的障害者福祉法改正）	11月「全国肢体不自由児父母の会連合会」結成	
1961年	6月 児童福祉法改正（3歳児	5月 日本初重症心身障害	

	健康診査及び新生児訪問指導制度創設等)	児施設「島田療育園」創設	
1963年	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生省「重症心身障害児療育要綱等」事務次官通達</li> <li>6月 厚生局児童局を児童家庭局に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西日本初の重症心身障害児施設びわこ学園創設</li> <li>水上勉「拝啓池田総理大臣殿」『中央公論』で身障児対策の貧困を訴える</li> <li>9月 第1回精神薄弱者愛護全国大会開催</li> </ul>	11月 パラリンピック東京大会開催 ・39年度 1333人の身体障害者を国家公務員に採用決定
1964年	7月 重度精神薄弱扶養手当法公布	6月「全国重症心身障害児(者)を守る会」結成(午後に14名の衆参議員が参加しての要望大会)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">           バイオニア世代(70代以上)         </div>
1965年	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間収容の重度重症者に、都道府県から特別加算支給(一部)</li> <li>全国社会福祉協議会心身障害児福祉協議会設置</li> </ul>	・びわこ学園父兄会発足	多くの障害者団体や父母の会が設立国や地方自治体への陳情
1966年	5月 「重症心身障害児(者)の療育について」厚生省事務次官通達 7月 総理府に「心身障害児対策連絡協議会」を設置 10月 中央児童福祉審議会に精神薄弱児対策特別部会設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あゆみの箱」精神薄弱者施設に設置</li> <li>心身障害者のコロニー懇談会が発足</li> <li>国立療養所に重症心身障害児病棟設置</li> </ul>	
1967年	8月 児童福祉法の一部改正	・びわこ学園入所当事者	

	(重症心身障害児施設の創設、入所年齢制限撤廃等)	からの教育権運動「おむつをしてでも学校へ行きたい！」→職員有志による支援 ・養護学校入学申請 7 名 →不合格 (翌年 30 名申請も不合格・1975 年以降編入学)	
1969 年	・中央児童福祉審議会が重症心身障害児施設の職員増について厚生省に答申 12 月 心身障害者扶養保険制度実施		
1970 年	5 月 心身障害者対策基本法公布 (平成 5 年「障害者基本法」に改正)		横浜で母親による重症児殺害事件→青い芝：障害者の当事者運動『障害児殺しの思想』(横田弘)
1971 年	・養護学校義務制実施 ・児童手当法施行		
1972 年	7 月 身体障害者福祉法の改正 (身体障害者の範囲拡大、身体障害者療護施設の設置運営を規定) ・心身障害児通園事業開始	養護学校入学式にびわこ学園から 13 名出席	
1973 年	◆福祉元年 7 月 厚生省「児童保護措置	・全国で職員不足や腰痛問題に端を発した労働運	

	<p>交付基準の特別承認について」通達、体重 30kg 以上、15 歳</p> <p>以上の園児が全体の 40% を超える施設に措置費を上乗せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害児の養護教育を昭和 54 年 4 月から、小・中学校と同様に義務教育化することを閣議決定</li> </ul>	<p>動がおこり、重症児施設が病棟閉鎖、園児の一時帰宅等に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県で県立養護学校を特殊実験学校に指定</li> </ul> <p>9 月 国立久里浜養護学校開設（国立特殊 教育総合研究所が行う実際研究に協力する目的で、重度・重複障害児を対象に教育を行う養護学校として設置）</p>	
1974 年	<p>6 月 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」成立</p> <p>11 月 文部省養護学校設置および就学義務施行期日を昭和 54 年 4 月 1 日と定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都で養護学校義務制度実施</li> </ul>		<p>制度拡充世代 (60 代)</p>
1975 年		<p>養護学校から施設に訪問指導開始</p>	
1976 年	<p>緊急一時保護制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県立八幡養護学校分教室をびわこ学園の園内に設置、対象児 3 名に対し教員 1 名派遣、衆議院社会労働委員会から 2 年間に 3 回視察</li> </ul>	
1977 年	<p>滋賀県緊急一時保護事業実</p>		

	施/制度化		
1979年	◆国連「国際児童年」 4月 養護学校義務制の実施		
1980年			島田療育園闘争  「うちの子は社会の子です。職員が世話をするのは当たり前でしょう」などという親もいる」(北浦1983:19)
1981年	◆国際障害者年	・びわこ学園短期入園開始(家族との連携を強化)	制度整備期世代(50代)
1982年	3月「障害者対策に関する長期計画」を決定		
1984年	8月 身体障害者福祉法改正(障害の範囲拡大、更生施設の整備促進等)		
1986年	4月 国民年金法改正(障害基礎年金制度創設)		
1987年	6月 障害者対策に関する長期計画/後期重点施策策定		
1990年	6月 福祉関係8法改正(在宅福祉サービスの法定化)		
1993年	12月 障害者基本法公布		
1995年	12月 障害者プラン(ノーマ		

	ライゼーション7カ年戦略) 策定		
2000年	6月 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」成立		
2003年	4月 厚生労働省 身体障害者及び知的障害者の福祉サービスについて「措置制度」から「支援費制度」に移行		
2004年	6月 障害者基本法の一部を改正する法律成立 12月 文部科学省 発達障害者支援法成立		
2005年	障害者自立支援法成立(平成18年4月1日施行)		
2006年	◆国連：障害者権利条約		
2010年	12月 障害者自立支援法改正		
2012年	10月 障害者虐待防止法施行		
2013年	4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」制定 5月 障害者差別解消法制定(平成28年4月1日施行) 8月 学校教育法施行令の改正	重度訪問介護の対象者の拡大等	